10057

事　業　報　告　書

（　自　令和６年　４月　１日　　至　令和７年　３月３１日　）

1　医療法人の概要

（１）名　　称　　医療法人錦病院

①　□　財団　　■　社団（　□　出資持分なし　■　出資持分あり　）

②　□　社会医療法人　　□　特別医療法人　□　特定医療法人

□　出資額限度法人　　■　その他

③　□　基金制度採用　　■　基金制度不採用

（２）事務所の所在地　　山口県岩国市錦見七丁目１５番地７号

（３）設立認可年月日　　昭和２９年　９月２８日

（４）設立登記年月日　　昭和２９年１０月　８日

2　事業の概要

（１）本来業務

種　　類	施設の名称	医療機関コード	開　設　場　所	許可病床数
病　　院	錦病院	35108,1008,2	山口県岩国市錦見七丁目１５番地７号	一般病床４０床

（２）附帯業務

種類又は事業名	事業所番号	実　施　場　所	備　考
訪問看護ｽﾃｰｼｮﾝアイリス	3560890026	山口県岩国市錦見七丁目１６番地１号	
居宅介護サービス事業 ヘルパーセンターあいりす	3570800155	山口県岩国市錦見七丁目１６番地１号	
居宅介護支援事業あいりす	3570800031	山口県岩国市錦見七丁目１６番地１号	

（３）当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

○　令和６年　５月２５日　　令和５年度決算の決定

○　令和７年　３月２２日　　令和７年度の事業計画及び収支予算の決定

令和７年度の借入金最高限度額の決定

（４）当該会計年度内に他の法律、通知等に於いて指定された内容

○医師の働き方改革に関する宿・日直の届け出

○ベースアップ加算

○施設基準の変更　急性期一般入院料１から２への変更

様式２

法人名　医療法人　錦病院　　※医療法人整理番号

所在地　山口県岩国市錦見七丁目１５番地７号

財　産　目　録

（令和　7年　3月　31日現在）

１．資　産　額　1,447,881 千円
２．負　債　額　132,883 千円
３．純　資　産　額　1,314,998 千円

（内　訳）　（単位：千円）

区　分		金　額
Ａ　流　動　資　産		681,137
Ｂ　固　定　資　産		766,744
Ｃ　資　産　合　計	（Ａ＋Ｂ）	1,447,881
Ｄ　負　債　合　計		132,883
Ｅ　純　資　産	（Ｃ－Ｄ）	1,314,998

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　地　（□ 法人所有　□ 賃借　■ 部分的に法人所有(部分的に賃借)）
建　物　（■ 法人所有　□ 賃借　□ 部分的に法人所有(部分的に賃借)）

様式３－１

法人名　医療法人　錦病院　　※医療法人整理番号

所在地　山口県岩国市錦見七丁目１５番地７号

貸借対照表

（令和　7年　3月　31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	681,137	Ⅰ 流動負債	42,669
現金及び預金	565,899	支払手形	
事業未収金	94,523	買掛金	25,098
有価証券		短期借入金	
たな卸資産	13,292	未払金	1,038
前渡金		未払費用	8,633
前払費用	53	未払法人税等	70
その他の流動資産	7,370	未払消費税等	1,850
Ⅱ 固定資産	766,744	前受金	
１ 有形固定資産	331,200	預り金	2,800
建物	123,473	リース債	3,180
構築物	267	○○引当金	
医療用器械備品	8,014	その他の流動負債	
その他の器械備品	7,441	Ⅱ 固定負債	90,214
車両及び船舶	68	医療機関債	
土地	188,280	長期借入金	
有形リース資産	3,180	繰延税金負債	
その他の有形固定資産	477	圧縮引当金	90,214
２ 無形固定資産	15,159	その他の固定負債	
電話加入権	621	負債合計	132,883
ソフトウェア	6,708	純資産の部	
敷地権	7,830	科目	金額
３ その他の資産	420,385	Ⅰ 資本金	8,230
有価証券	1,400	Ⅱ 剰余金	1,306,768
出資金	3,435	利益準備金	3,000
保険積立金	319,937	特別積立金	126,000
その他長期貸付金		当期未処分利益	1,177,768
役職員等長期貸付金	8,262	Ⅲ 評価・換算差額等	
長期前払費用	85,941	その他有価証券評価差額金	
繰延資産	1,300	繰延ヘッジ損益	
その他の固定資産	110		
		純資産合計	1,314,998
資産合計	1,447,881	負債・純資産合計	1,447,881

（注）１．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

２．社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

３．経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式４－１

法人名　医療法人　錦病院　　※医療法人整理番号

所在地　山口県岩国市錦見七丁目１５番地７号

損　益　計　算　書

（自　令和　6年　4月　1日　至　令和　7年　3月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
Ⅰ 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		614,553
2 事業費用		
(1)事業費	693,603	
(2)本部費		693,603
本来業務事業損失		79,050
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		48,720
2 事業費用		42,306
附帯業務事業利益		6,414
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		
事業損失		72,636
Ⅱ 事業外収益		
受取利息	210	
その他の事業外収益	4,713	4,923
Ⅲ 事業外費用		
支払利息		
その他の事業外費用	570	570
経常損失		68,283
Ⅳ 特別利益		
固定資産売却益		
補助金収入	2,217	
その他の特別利益		2,217
Ⅴ 特別損失		
固定資産除却損	308	
その他の特別損失		308
税引前当期純損失		66,374
法人税・住民税及び事業税	141	
法人税等調整額		141
当期純損失		66,515

（注）１．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失をを示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

監事監査報告書

医療法人錦病院
理事長　玉田　隆一郎　殿

私は、医療法人錦病院の令和６年度（令和６年　４月　１日から令和　７年　３月３１日）までの業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告します。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査報告

（１）事業報告書は、法令及び定款に準拠し、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
（２）会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
（３）会計書類は、法令及び定款に準拠し、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認められます。
（４）理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和　７年　５月　２４日
医療法人錦病院
監事　　藤本　郁夫